

おう きり 王 其 莉

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 400 号
学位授与年月日	平成24年 3月 8日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期 3 年の課程) 言語科学専攻
学位論文題目	判断のモダリティに関する日中対照研究
論文審査委員	(主査) 教授 齋藤 倫明 教授 小林 隆 教授 才田 いずみ 准教授 大木 一夫 准教授 甲田 直美

論文内容の要旨

序論

序論では、まず、第 1 章において、これまでの対照研究に関する定義、タイプ、目的、方法及び意義などを考察し、本研究の対照研究における立場を述べた。本研究の目的は以下の通りである。

- ① 日本語と中国語の対訳上対応関係にある形式の、意味用法上の共通点と相違点を考察し、明らかにする。
- ② ①の相違点が生じる要因の究明を試み、それによって両言語の形式の本質的な違いあるいは特徴を明らかにする。
- ③ 対応関係にある各形式の、①と②の結果を総合的に考え、日本語と中国語の類型の設定について提案する。

第 2 章では、日本語と中国語のそれぞれの、モダリティの体系に関する先行研究を概観し、両言語のモダリティの共通点と相違点を大まかに把握した。日本語と中国語のそれぞれのモダリティ研究はあるが、対照研究は少ないことを確認した。

第 3 章では、本研究で比較対照を行う「判断のモダリティ」およびその下位分類の「評価判断のモダリティ」と「真偽判断のモダリティ」について規定し、具体的に比較対照する形式を挙げ、また本研究の構成も述べた。

本論

本論は、第Ⅰ部「評価判断のモダリティ」（第4章、第5章）、第Ⅱ部「真偽判断のモダリティ」（第6章～第8章）、第Ⅲ部「評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわり」（第9章、第10章）、第Ⅳ部「様々な日本語表現と対応する中国語の“会”」（第11章）の4部から構成される。

第Ⅰ部 評価判断のモダリティ

第Ⅰ部では、評価判断のモダリティについて、日中対照を行った。第4章では日本語の「なければならない」と中国語の“必須”を対象とし、第5章では、日本語の「べきだ」と中国語の“应该（評価判断）”を対象とした。

第4章 日本語の「なければならない」と中国語の“必須”

第4章では、まず、「なければならない」と“必須”が必然性を表す点で共通していることから出発し、必然性を表す用法をa「話し手の評価判断か否か」とb「発話時に下した評価判断か否か」の二つの基準によって、

I 「発話時における話し手の評価判断の用法」、

II 「発話時以前における話し手の評価判断の用法」、

III 「発話時の話し手の評価判断でもなく発話時以前の話し手の評価判断でもない用法」、

の三つの用法に分類した。次にこの三つの用法を、さらに当該事態Qの実現を伴い得る場合と実現を伴い得ない場合に分け、それぞれの場合において両形式を比較してみた。その結果を表1に示す。

表1

	事態Qの実現を伴い得る場合		事態Qの実現を伴い得ない場合	
	なければならない	必須	なければならない	必須
I	○	○	○	×
II	○	○	○	△
III	○	○	○	○

表1を見ると、「なければならない」は全ての場合に使えるのに対し、“必須”は事態Qの実現を伴い得ない場合に使えないことがあり、Ⅲ→Ⅱ→Ⅰの順で次第に非文になることが分かる。このことから、「なければならない」は事態Qの在り方を重視する表現であるのに対し、“必須”は事態Qの実質的な内容を重視する表現である」という必然性を表す際の両形式の本質的な違いを導くことができた。

そして、この本質的な違いは両形式の様々な「使用法」に反映されると考え、後半では、「疑問文の場合」「事物発展の成り行きを表す場合」「真偽判断を表す場合」を取り上げ、それぞれの場合における両形式の相違点の本質的な違いによるものであることを示した。

以上のように、第4章で「なければならない」と“必須”の比較を通して明らかになった結果をまとめると、以下の通りである。

「なければならない」：当該事態Qの実現が必然的であるという意味を表すが、その意味の重点の置き所はQの在り方であり、事態Qの実現を問わない。

⇒「なければならない」は事態Qの在り方を重視する表現である。

“必須”：当該事態 Q の実現が必然的であるという意味を表すが、その意味の重点の置き所は Q の実質的な内容であり、事態 Q の実現を要求する。

⇒ “必須” は事態 Q の実質的な内容を重視する表現である。

第5章 日本語の「べきだ」と中国語の“应该”

第5章ではまず、例文に基づき、「べきだ」と“应该”の用法を分類し、“应该”が

- I 「事態 Q がルール上のことであると提示する用法」、
- II 「Q が妥当であると主張する用法」、
- III 「Q が当為であると主張する用法」、

の三用法を持っているのに対し、「べきだ」は上記 I～III のうち、II と III しかないことを示した。

次に、I II III の用法間の関係を考察し、「事態 Q がある ルール上のことなので、妥当性を帯びることがあり得る。さらに、Q が妥当性を帯びるので、実現へと要請されることもあり、当為性を帯びることがあり得る」という考え方に基づき、I II III は論理的な因果関係で繋がっていることが分かった。このことは図1のように示すことができる。

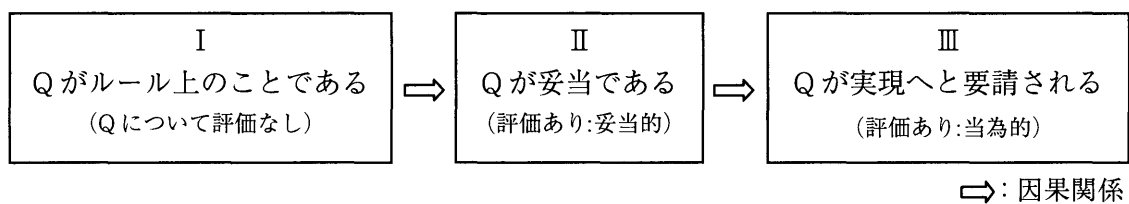


図1

図1を見ると、I II III を区別するには、I と II は話し手の評価の有無で、II と III は話し手の主張するところが Q の妥当性が当為性かで区別できることが分かる。さらに、II と III の例文を観察すると、Q の述語動詞の動作性の強弱は話し手の Q に対する主張が妥当か当為かに関わることが分かった。

続いて、両形式の共通用法 II において「Q が既実現の場合」と「Q の行為主体が一人称である場合」を取り上げ、両形式の相違点を考察した。その結果、この二つの場合は Q の述語動詞の動作性の強弱にかかわらず、“应该”は両方に使え、「べきだ」はどちら（意志の場合）にも使えないことが分かった。またこのことを、派生用法は基本用法の意味特徴を受け継ぐという考えに基づき、「“应该”は I が基本用法、II は I の派生用法、III は II の派生用法であるのに対し、「べきだ」は III が基本用法、II が派生用法である」という用法の位置づけに関する仮説を立てた。

最後に、両形式の共通用法 III において「程度副詞と共起する場合」と「二人称における命令の強弱」について両形式の相違点を考察した。その結果、“应该”は III が基本用法ではないため、II の影響を受けて程度副詞と共起でき、聞き手に対する命令の強度が弱いのにに対し、「べきだ」は III が基本用法であるため、II に影響されることがないので、程度副詞と共起できず、聞き手に対する命令の強度が強いことが分かった。よって仮説が検証された。

第5章で「べきだ」と“应该”の両形式を比較して分かったことをまとめると、表2のように示すことができる。

表 2

用法	I	⇒	II	⇒	III
“应该”	○	⇒	○	⇒	○
「べきだ」	×		○	⇐	○

⇐⇒ : 因果関係 ■ : 基本用法 ⇒ : 派生方向

つまり、“应该”は、I II IIIの三つの用法を持ち、Iが基本用法、IIはIの派生用法、IIIはIIの派生用法であるのに対し、「べきだ」はII IIIの二つの用法しかなく、IIIが基本用法、IIが派生用法であるということである。

第II部 真偽判断のモダリティ

第II部では、真偽判断のモダリティについて、日中対照を行った。第6章では、日本語「はずだ」と中国語の“应该（真偽判断）”を対象として考察し、第7章では日本語の「かもしれない」と中国語の“也许”“可能”を対象とし、第8章では日本語の「だろう」と中国語の“吧”を対象として日中対照した。

第6章 日本語の「はずだ」と中国語の“应该”

最初に、日本語の「はずだ」の先行研究を踏まえ、両形式の共通点は、基本的な意味が同様に「Pから論理的に推論してQになること」であり、相違点は、「はずだ」は「見込み」用法と「悟り」用法と二つの用法があるのに対して、“应该”は「見込み」用法しか持っていない、つまり両形式の用法の派生の仕方が異なっていることが分かった。

次に、基本的な意味から用法が派生するという立場に立ち、両形式の用法の派生の仕方の違いは、それぞれの基本的な意味における焦点の当て所が違うことによる、という仮説を立てた。仮説を図2のように示すことができる。

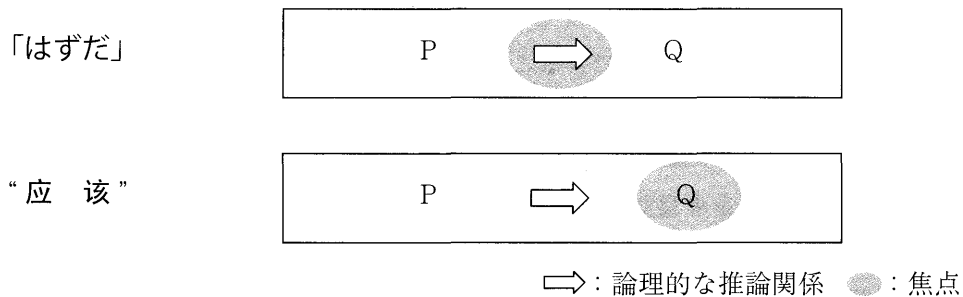


図 2

即ち「はずだ」は、PとQが論理的な推論関係にあることに焦点があり、PとQの論理的推論関係を提示する表現であるため、「見込み」用法と「悟り」用法との二つの用法が派生している。一方“应该”はPから論理的に推論して得られた結論Qの内容に焦点があり、Qの内容そのものを自分の判断として提示する表現であるため、「見込み」用法しかなく、「悟り」用法まで派生できない。

最後に、この仮説は両形式に共通している「見込み」用法の中にも反映していると考え、両形式の「見込み」用法を具体的に対照し、仮説を検証した。

第6章で、「はずだ」と“应该”の両形式を比較して明らかになった結果は以下のようにまとめるこ

とできる。

「はずだ」：基本的な意味は「P から論理的に推論して Q になること」であり、その焦点の当て所は、P と Q の論理的な推論関係である。

⇒ P と Q の論理的な推論関係を提示する表現。

“应该”：基本的な意味は「P から論理的に推論して Q になること」であり、その焦点の当て所は、結論 Q の内容である。

⇒ Q の内容そのものを提示する表現。

第7章 日本語の「かもしれない」と中国語の“也许”“可能”

まず、三形式とも可能性を表すことから出発し、コーパスなどの例文を考察することによって、可能性をどのように述べるかに注目しながら、三形式の用法分類を試みた。その結果、“可能”は

- I 「「事態 Q が真である可能性がある」ことを現実に即した客観的な事実として述べる」、
- II 「「事態 Q が真である可能性がある」ことを発話時以前における話し手の推量判断として述べる」、
- III 「「事態 Q が真である可能性がある」ことを発話時における話し手の推量判断として述べる」、

の三つの述べ方を持つのにに対し、「かもしれない」は上記の I～IIIのうち、IIとIIIを持ち、“也许”はIIIしか持たないことが分かった。

次に I II III の関係を考察した結果、I II III は主観性の強弱で繋がっていることが分かった。また形式用法の派生は客観的な意味から主観的な意味に派生していくという考え方にに基づき、“可能”はIが基本用法、「かもしれない」はIIが基本用法、“也许”はIIIが基本用法であることが分かった。そしてこのことの妥当性を主観性テストによって検証した。

第7章で三形式を比較対照して明らかになったことは、以下の通りである。

まず、三形式の対応関係を次の表のようにまとめることができる。

表 3

	I	II	III
可 能	○	○	○
かもしれない	×	○	○
也 许	×	×	○

■：基本用法 ⇨：派生関係

そして、三形式の主観性の強弱の度合いが異なり、その強弱の順番は“也许” > 「かもしれない」 > “可能”である。

第8章 日本語の「だろう」と中国語の“吧”

まず「だろう」について、話し手の命題に対する判断の回数に着目して分析した。その結果、推量用法では話し手の判断は一回しかなく、文中の命題に対する不確かな判断であるのに対し、確認用法では聞き手という要素が入り、話し手は二回判断する必要が生じ、一回目の判断は推量用法と同じく文中の

命題についての不確かな判断であるが、二回目の判断は、話し手が組み立てる文中に直接現れていない命題についての不確かな判断であるとした。つまり「不確かな判断」という点で推量の「だろう」と確認の「だろう」は繋がっている。従って、もっぱら不確かな判断を表す「だろう」の推量用法が基本用法であり、「不確かな判断」という意味を仲立ちとし、聞き手という要素が入ることで確認用法が派生したと考えられる。

次に“吧”について、働きかけ文、疑問文、述べ立て文に付く時の、話し手の命題に対する確信度の変化に着目して分析した。その結果、働きかけ文の“吧”は働きかけの語気を変えずに単純に和らげているので、話し手の命題に対する確信度は変化していないのに対し、疑問文と述べ立て文の“吧”は、文の語気を和らげることによって、話し手の命題に対する確信度に変化を生じさせ、もとの疑問と断定の語気を確認と推量に変えたと分析した。このことから、「語気を和らげる」ことが三文型の“吧”の共通点であり、単純に語気を和らげる“吧”の働きかけ用法が基本用法であることがまず考えられる。また「語気を和らげる」という機能を仲立ちとし、話し手の命題についての確信度に変化を生じさせ、文の語気を変えたことから確認用法と推量用法が派生したとした。

また、それぞれの用法をモダリティ階層に位置づけてみると、推量の「だろう」は対事的モダリティ階層に位置し、確認の「だろう」と推量の“吧”と確認の“吧”は対事的モダリティと対人的モダリティの両階層に跨ることも分かった。そしてそれによって、「独り言の場合」「推量用法における人称制限」「軽い問いかけの場合」については、それぞれにおける両形式の相違点はその用法のモダリティ階層の位置づけによるとした。

以上のように、「だろう」と“吧”を比較対照することによって、両形式が同じ推量法と確認用法を持つに至った経緯がまったく異なることが分かった。それは以下の図3のように示すことができる。

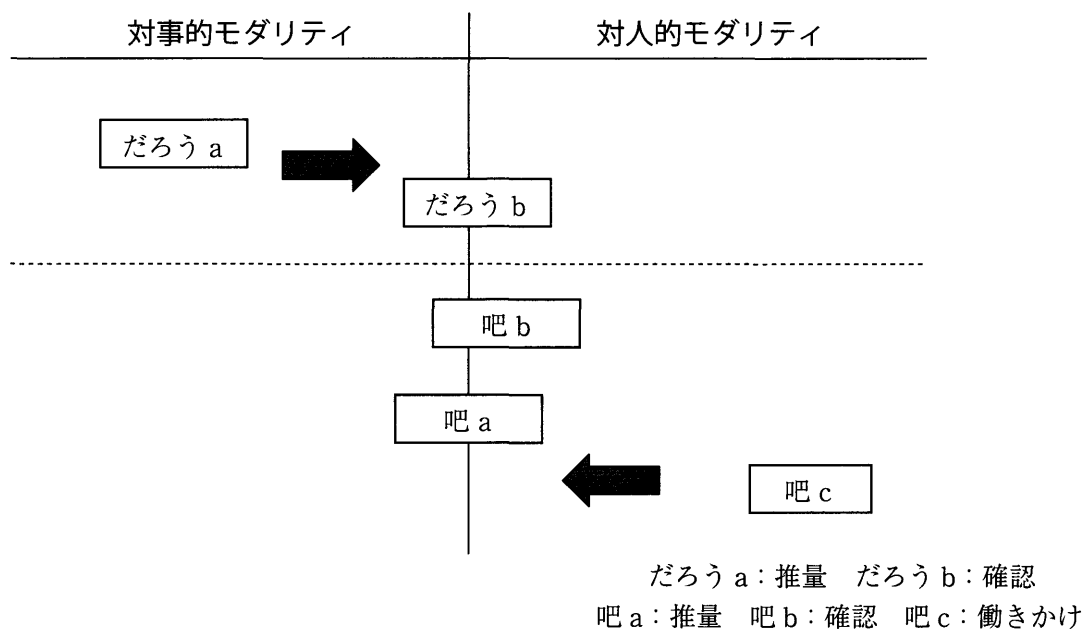


図 3

第Ⅲ部 評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわり

第Ⅲ部では、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわりについて、日本語と中国語を比較した。

第9章 評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわり

第9章では、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわりとして、日本語と中国語においてどのような現象があるかを考察した。その結果、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティの交渉は日本語のみの現象であり、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティの相互承接は両言語とも有する現象であり、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティの両方の意味用法を持つ形式は中国語にのみ見られることが分かった。

第10章 日本語の「べきだ」「はずだ」と中国語の“应该”

第10章では、評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわりとして、両方の意味用法を持つ形式が中国語にのみ見られるという現象について考察した。具体的には、評価判断と真偽判断を表すのに、なぜ日本語では「べきだ」と「はずだ」という異なる二つの形式で表し分け、中国語では“应该”という一つの形式で表すのかという点について、共時的に分析を行った。

まず、コーパスから収集した例文や作例に基づき、三形式の意味用法を考察した。その結果、話し手の当該の事態に対する捉え方によって、“应该”を“应该 i” (I)、“应该 ii” (II)、“应该 iii” (III)、“应该 iv” (IV) の四つの用法、「べきだ」を「べきだ i」(II)と「べきだ ii」(III) の二つの用法、「はずだ」を「はずだ i」(IV)と「はずだ ii」(V) の二つの用法に分類できた。これをまとめると表4のようになる。

表4

意味用法		应该	べきだ	はずだ
I	Qがルール上のことであると提示する	应该 i	×	×
II	Qが妥当であると主張する	应该 ii	べきだ i	×
III	Qが当為であると主張する	应该 iii	べきだ ii	×
IV	Qが真であると論理的に推論する	应该 iv	×	はずだ i
V	Qが論理的な帰結であると悟る	×	×	はずだ ii

次に、この三形式が持っている合計五つの用法 (I~V) の意味関係を分析した。その結果、用法 I が基本用法であり、そこから事態に対する評価判断と真偽判断の二つの派生ルートがあることが分かった。つまり、派生のもとである基本用法 I から、まず評価判断の方に用法 II が派生し、さらに用法 II から用法 III が派生する。また真偽判断の方に用法 IV が派生し、さらに用法 IV から用法 V が派生する。これは次頁の図4のように示すことができる。

そして三形式の用法が、図4のような意味用法の関係の中で、どのように分布しているのかを示すと、以下の表5のようになる。

表5

意味用法	V	←	IV	←	I	→	II	→	III
中国語	×		应该 iv		应该 i		应该 ii		应该 iii
日本語	はずだ ii		はずだ i		×		べきだ i		べきだ ii

⇒ : 派生方向

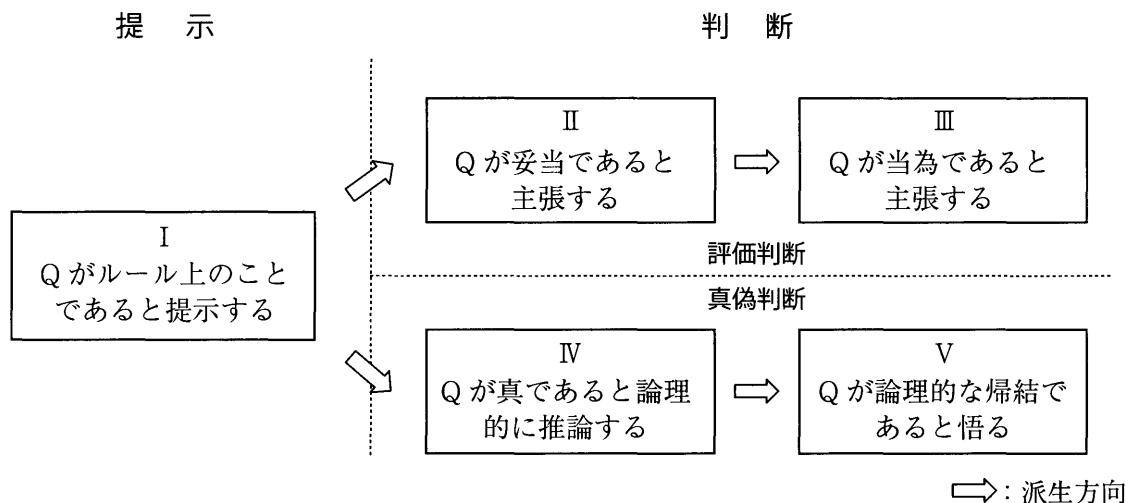


図 4

このように、評価判断と真偽判断を表すのに、なぜ日本語では「べきだ」と「はずだ」という異なる二つの形式で表し分け、中国語では“应该”という一つの形式で表すのかという問題は、次のように明らかになると考えられる。

つまり評価判断の用法と真偽判断の用法は、基本用法 I から派生したものであり、“应该”は I の用法を持っているので、“应该”の基本用法は“应该 i”であり、そこから評価判断の用法（“应该 ii”と“应该 iii”）と真偽判断の用法（“应该 iv”）が派生すると考えることができる。従って、中国語では“应该”の一つの形式で両方の用法を表せるのである。それに対し、日本語では「べきだ」と「はずだ」のどちらも、両方の用法を繋ぐ I の用法を持っていないので、評価判断の「べきだ」は、真偽判断の用法まで派生できず、真偽判断の「はずだ」も、評価判断の用法まで派生できない。それゆえ、日本語では、評価判断と真偽判断の二つの意味を表すのに、「べきだ」と「はずだ」の二つの形式が用いられるのである。

第IV部 様々な日本語表現と対応する中国語の“会”

第IV部の第11章では、中国語“会”について考察した。

第11章 中国語の“会”について

中国語の“会”には、「できる、…する能力がある」という意味を表す I 類、「上手にできる、長じる」という意味を表す II 類の他、III 類の“会”（ex. 明天要是下雨，花子会来学校／明日は雨が降らなければ、花子は学校に来るだろう）もある。第11章は、III 類の“会”の本質を明らかにし、その上 I 類、II 類、III 類の“会”の関係を考察したものである。

まず、III 類の“会”で述べられた事態の述語の品詞性に着目して、形容詞述語文を III 類の“会”で述べる時と III 類の“会”を使わずに述べる時の違いについて考察した。その結果、形容詞述語文は、事物の性質、状態あるいはある条件を満たした後の事物の性質、状態を描いているのに対し、III 類の“会”で述べる形容詞述語文は、ある条件のもとでその形容詞が表わしている性質、状態は現象として生起することを述べているのである。このことから、また III 類の“会”で述べられた動詞述語文の考察も考慮に入れて、III 類の“会”の本質は「ある条件のもとで事態が生起する」という述べ方である、という仮説を立てた。

次に、Ⅲ類の“会”で述べられた事態の種類を、事態が繰り返し生起する場合と一回生起する場合に分け、また一回生起する場合を超時、未来、過去に分け、それぞれの場合において網羅的に仮説を検証した。その結果、どの場合も仮説と一致することが分かった。

続いて、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類の“会”の関係を考察し、その結果、Ⅱ類の“会”は、Ⅰ類の“会”から意味拡張して派生したものであり、Ⅲ類の“会”は、Ⅰ類の“会”から意味抽象化して派生したものであることが分かった。これは図5のように示すことができる。

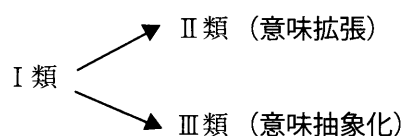


図5

それから、Ⅲ類の“会”の表す機能・意味について検討し、Ⅲ類“会”には、Ⅲ-i. 事態の生起を表すマーカ、Ⅲ-ii. 真偽判断、の二つの機能・意味があることが分かった。そのうち、真偽判断を表す時に様々な日本語表現と対応することも示した。

最後に、本研究で中国語の“会”を考察した理由についても述べた。

結論

第12章において、まず本論の各章の内容をまとめた。そして評価判断のモダリティの「なければならぬ」と“必須”の考察結果と、真偽判断のモダリティの「はずだ」と“应该”の考察結果とは、かなり類似していることが分かった。あらためて以下に挙げる。

「なければならぬ」：当該事態 Q の実現が必然的であるという意味を表すが、その意味の重点の置き所は Q の在り方であり、事態 Q の実現を問わない。

⇒ 「なければならぬ」は事態 Q の在り方を重視する表現である。

“必須”：当該事態 Q の実現が必然的であるという意味を表すが、その意味の重点の置き所は Q の実質的な内容であり、事態 Q の実現を要求する。

⇒ “必須”は事態 Q の実質的な内容を重視する表現である。

「はずだ」：基本的な意味は「P から論理的に推論して Q になること」であり、その焦点の当て所は、P と Q の論理的な推論関係である。

⇒ P と Q の論理的な推論関係を提示する表現。

“应该”：基本的な意味は「P から論理的に推論して Q になること」であり、その焦点の当て所は、結論 Q の内容である。

⇒ Q の内容そのものを提示する表現。

つまり、「なければならぬ」は、必然性という事態 Q の在り方を重視するので、事態 Q の在り方が必然的であれば、事態 Q が実現できなくても使することができるのに対し、“必須”は Q の実質的な内容を重視するので、それが話し手の評価判断であれば、話し手が事態 Q の実現を要求するよう

になる。また「はずだ」は、PとQの論理的な推論関係のところに焦点があるため、実際にPからQを論理的に推論していてもしていなくても、PとQが論理的な推論関係にあれば使えるのに対し、“应该”はQの内容に焦点を当てているため、Qの内容が自分の判断ではない既得知識の場合に使えない。ここの「はずだ」と“应该”のQは、論理的な結論であると同時に、当該事態でも考えられる。

また「はずだ」のPとQの論理的な推論関係は、論理的であるというQの在り方だと考えることもできるので、「はずだ」は「なければならない」と共通する部分がある。そして中国語の“必须”と“应该”は、内容重視という点で共通すると考えられる。従って、この2組の結果に基づき、以下のように日本語と中国語の判断モダリティの類型について提案することができる。

日本語：判断を行う時に、当該事態の在り方に責任を持つ。

中国語：判断を行う時に、当該事態の内容に責任を持つ。

具体的に言うと、ここでの日本語の「当該事態の在り方に責任を持つ」というのは、話し手が行った判断として述べる時に、評価判断の場合は事態が現実において実現するかどうかを問わず、真偽判断の場合は、既得知識の事態についても判断を行うことができる、即ち事態の在り方を重視することを意味する。それに対し、中国語の「当該事態の内容に責任を持つ」というのは、話し手が行った判断として述べる時に、評価判断の場合は事態の実現を要求し、真偽判断の場合は既得知識の事態について判断を行うことができない、即ち事態の内容を重視することを意味する。

最後の第13章では、本研究の意義については、以下のように挙げた。

- ① これまで十分に考察されてこなかった判断のモダリティに関する日本語と中国語の対訳上対訳関係にある形式の、意味用法上の共通点と相違点、および本質的な違いあるいは特徴を明らかにした。
- ② 本研究により、判断のモダリティという観点から、日本語と中国語の類型に関して提案できた。
- ③ 本研究の対照方法が対照研究において有効であることを示すことができた。
- ④ 本研究により、「話し手」「発話時」といったモダリティ要素がモダリティ形式の比較対照において重要な働きを果たすことを明らかにした。

そして、本研究の今後の課題を以下のようにまとめた。

- ① 本研究は、日本語と中国語の判断モダリティの類型に関して提案したが、それを確実に言えるようにするために、今後より多くの証拠を集めなければならない。
- ② 従来、日本語の類型論に関する研究はあるが、本研究の結果との関連を検討する必要がある。
- ③ なぜ中国語はⅢ類の“会”のような事態の生起を表すマーカが必要なのかを検討する必要がある。そして、それが本研究の提案である「中国語は判断を行う時に、事態の内容に責任を持つ」ということと関係があるかどうかを考察が必要である。
- ④ 本研究の結果は言語教育に役に立つと思われるが、それをどう言語教育に応用するかも検討しなければならない。

論文審査結果の要旨

本論文は、日本語と中国語の「判断のモダリティ」を表わす対応形式の異同について考察したもので

あるが、全体は、「序論」（3章構成）、「本論」（3部構成、全8章）、「結論」（2章構成）という構成を取っている。

「序論」では、対照研究の定義・目的・タイプ等と本論文の関わり、日中語におけるこれまでのモダリティ研究の概観、特に、本論文で分析対象とする「判断のモダリティ」とその下位分類の規定等について述べる。

「本論」の「第I部 評価判断のモダリティ」においては、「判断のモダリティ」の下位分類の一つである同モダリティに関し、第4章で「なければならない」と「必須」、第5章で「べきだ」と「應該」を取り上げ、それぞれの諸用法を比較対照することを通して、両形式の本質的な相違を浮き彫りにしている。

「第II部 真偽判断のモダリティ」においては、やはり「判断のモダリティ」のもう一つの下位分類である同モダリティに関し、第6章で「はずだ」と「應該」、第7章で「かもしれない」と「也許」「可能」、第8章で「だろう」と「吧」を取り上げ、第I部同様、それぞれの形式の諸用法を綿密に検討することによって、両形式の本質的な相違を明らかにしている。

「第III部 評価判断のモダリティと真偽判断のモダリティのかかわり」においては、第9章でどちらも「判断のモダリティ」に属する両モダリティの関連性が、日中語においてどのように表われるかに関する相違について論じた上で、第10章で、両モダリティを有する「應該」と評価判断の「べきだ」、真偽判断の「はずだ」の3者を総合的に比較対照し、なぜ「應該」には両モダリティが共存するのに、日本語ではそれぞれが別形式で担われているのかについて共時的・理論的に考察している。

「第IV部 様々な日本語表現と対応する中国語の“会”」においては、これまでの考察とは趣を変え、日本語の「～できる」や「～に長じる」やその他様々な表現に対応させられる「会」を取り上げ、そこに見られる大きく三つの用法に、従来気づかれなかった関連性が存することを論じている。

本論文は、個々の形式の用法の記述的な研究としても勝れたものであるが、日本語と中国語に関し、モダリティの面で、日本語は「判断を行う時に、当該事態の在り方に責任を持つ。」、中国語は「判断を行う時に、当該事態の内容に責任を持つ。」と簡潔に対比させられている点が特筆される。

以上、本論文は、個々の形式の記述的な研究としても、類型論を目指した対照研究としても勝れた、かつ斬新な成果を提出しており、今後の日中対照研究の発展に大きく寄与することはまちがいない。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。